

セカンドオピニオン外来について

『どなたでも良質で適切な医療を平等に受ける権利があります。』

(みなかぜ病院患者の権利義務等に関する方針)

◎セカンドオピニオン外来のご案内

完全予約制ですので下記の事項をご理解のうえ、ご希望の方はみなかぜ病院地域連携相談室にお電話にてお尋ねください。

◎セカンドオピニオンとは

セカンドオピニオン外来は、みなかぜ病院以外の医療機関に入院または通院されている患者さんの主治医からの情報などをもとに、診断内容や治療法などについて第三者的な立場でアドバイス助言を行うことを目的とする外来です。

対象疾患は『精神疾患』です。

◎セカンドオピニオン外来を受けることができる方

患者本人及びその家族が受けられます。

家族の場合はご本人の同意が必要です。

◎セカンドオピニオン外来をお受けできない場合

患者さんがこれから最も良い医療を受けるための相談です。「診療及び治療に関する相談」に限らせていただきます。

医療訴訟、医療費用、医師に対する不満、転院・転医の希望などの問題は対象外となります。

◎セカンドオピニオンの受付手順

- 1.セカンドオピニオン申込書等を当院窓口にて直接、または下の様式「セカンドオピニオン申込書」からダウンロードして入手してください。また、お電話でお問い合わせいただければ、申込書等を郵送いたします。
- 2.セカンドオピニオン申込書（別紙1）、相談者が家族の場合はご本人の同意書（別紙3）、及びセカンドオピニオン相談シート（別紙4）に必要事項を記入し、郵送またはファックスにてご提出ください。

- 3.担当する医師と調整の上で決定し、ご連絡いたします。 **※完全予約制です。**
- 4.予約の時間にご来院ください。

◎セカンドオピニオン外来の相談時間と費用

全額自費で健康保険は適用されません。

1時間以内 10,800円（消費税込み）、以後30分増すごとに5,400円（消費税込み）を加算します。

◎セカンドオピニオン外来に持参して頂くもの

- ①申込書（当院書式「別紙1」）→事前提出がFAXだった場合
- ②家族の場合は同意書（ご本人記入分、当院書式「別紙3」）→事前提出がFAXだった場合
- ③セカンドオピニオン相談シート（当院書式「別紙4」）→事前提出がFAXだった場合
- ④診療情報提供書
- ⑤レントゲンフィルム、検査記録など

◎当院に入院及び通院中の患者さんでセカンドオピニオンを希望される場合

みなかぜ病院に入院及び通院中の患者さんに対しても、ご相談に対応いたします。

主治医または看護師へご相談ください。

◎お申し込み・お問い合わせ先

医療法人せいわ会みなかぜ病院地域連携相談室

〒819-1129 福岡県糸島市篠原西1丁目14番1号

電話 092-322-3261（代表）

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

